



草津市公報

発行日 令和8年2月1日
(毎月1・15日発行)

発行番号 第 2 号

発行所 草津市役所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

◎ 規 則

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則（農林水産課）…………… 1
草津市立地域まちづくりセンター条例施行規則の一部を改正する規則（まちづくり協働課）…………… 1

◎ 訓 令

草津市職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令（職員課）…………… 3

◎ 告 示

公示送達について（介護保険課）…………… 4
草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児課）…………… 5
草津市障害児（者）自立支援協議会設置要綱の一部を改正する要綱（障害福祉課）…………… 6
草津市議会臨時会の招集について（総務課）…………… 7
指定管理者の指定について（草津川跡地整備課）…………… 7
指定管理者の指定について（交通政策課）…………… 7
指定管理者の指定について（交通政策課）…………… 8
指定管理者の指定について（交通政策課）…………… 8
指定管理者の指定について（交通政策課）…………… 8
公示送達について（税務課）…………… 8
草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金交付要綱（こども若者政策課）…………… 9

◎ 公 告

地域農業経営基盤強化促進計画の変更（案）について（農林水産課）…………… 11
草津市有財産売却処分一般競争入札公告（総務課）…………… 11
差押財産の公売について（納税課）…………… 14

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）…………… 15
草津市やまびこ教育相談事業実施要綱の一部を改正する要綱（教育研究所）…………… 16

◎ 農業委員会規程

草津市農業委員会附属機関運営規程の一部を改正する規程…………… 20

規則

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月9日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第1号

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則

草津市附属機関運営規則（平成25年草津市規則第35号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
第1条～第11条 《現行どおり》 別表第1（第2条、第10条関係）			第1条～第11条 《省略》 別表第1（第2条、第10条関係）		
附属機関の 名称	委員資格者	所属	附属機関の 名称	委員資格者	所属
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
草津市農業 委員会委員 選考委員会	(1)～(2) 《現行どおり》 <u>(3) 湖国女性農業・推進 委員協議会の役員</u> (4)～(6) 《現行どおり》	《現行どおり》	草津市農業 委員会委員 選考委員会	(1)～(2) 《省略》 <u>(3) 滋賀県農業会議の職 員</u> (4)～(6) 《省略》	《省略》
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
別表第2～別表第5 《現行どおり》			別表第2～別表第5 《省略》		

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年1月9日揭示済み）

草津市立地域まちづくりセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月13日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第2号

草津市立地域まちづくりセンター条例施行規則の一部を改正する規則

草津市立地域まちづくりセンター条例施行規則（平成28年草津市規則第71号）の一部を次の表のように改正

する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前																		
<p>第 1 条～第 4 条 <現行どおり> (分割使用) 第 4 条の 2 条例別表第 2 備考 2 に規定する規則で定めるセンターおよび区分は、別表第 1 に定めるとおりとする。 (使用の許可等) 第 5 条 第 4 条第 1 項の申請書の提出があったときは、市長は、その使用の目的、内容その他を審査し、適当と認めるときは、草津市立地域まちづくりセンター使用許可書（別記様式第 2 号）を交付するものとする。 第 6 条～第 1 3 条 <現行どおり> 別表第 1（第 4 条の 2 関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">センター</th> <th style="text-align: center;">区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>草津市立志津南まちづくりセンター</td> <td>その他の部屋（和室）</td> </tr> <tr> <td>草津市立草津まちづくりセンター</td> <td>その他の部屋（研修室）</td> </tr> <tr> <td>草津市立老上まちづくりセンター</td> <td>その他の部屋（和室）</td> </tr> <tr> <td>草津市立老上西まちづくりセンター</td> <td>その他の部屋（小会議室）</td> </tr> <tr> <td>草津市立南笠東まちづくりセンター</td> <td>その他の部屋（和室）</td> </tr> <tr> <td>草津市立山田まちづくりセンター</td> <td>その他の部屋（和室）</td> </tr> <tr> <td>草津市立笠縫まちづくりセンター</td> <td>大会議室 その他の部屋（和室）</td> </tr> <tr> <td>草津市立笠縫東まちづくりセンター</td> <td>大会議室 その他の部屋（和室）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 <現行どおり></p>	センター	区分	草津市立志津南まちづくりセンター	その他の部屋（和室）	草津市立草津まちづくりセンター	その他の部屋（研修室）	草津市立老上まちづくりセンター	その他の部屋（和室）	草津市立老上西まちづくりセンター	その他の部屋（小会議室）	草津市立南笠東まちづくりセンター	その他の部屋（和室）	草津市立山田まちづくりセンター	その他の部屋（和室）	草津市立笠縫まちづくりセンター	大会議室 その他の部屋（和室）	草津市立笠縫東まちづくりセンター	大会議室 その他の部屋（和室）	<p>第 1 条～第 4 条 <省略> <改正後に新設> (使用の許可等) 第 5 条 前条第 1 項の申請書の提出があったときは、市長は、その使用の目的、内容その他を審査し、適当と認めるときは、草津市立地域まちづくりセンター使用許可書（別記様式第 2 号）を交付するものとする。 第 6 条～第 1 3 条 <省略> <改正後に新設></p> <p>別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 <省略></p>
センター	区分																		
草津市立志津南まちづくりセンター	その他の部屋（和室）																		
草津市立草津まちづくりセンター	その他の部屋（研修室）																		
草津市立老上まちづくりセンター	その他の部屋（和室）																		
草津市立老上西まちづくりセンター	その他の部屋（小会議室）																		
草津市立南笠東まちづくりセンター	その他の部屋（和室）																		
草津市立山田まちづくりセンター	その他の部屋（和室）																		
草津市立笠縫まちづくりセンター	大会議室 その他の部屋（和室）																		
草津市立笠縫東まちづくりセンター	大会議室 その他の部屋（和室）																		

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の草津市立地域まちづくりセンター条例施行規則の規定に基づく使用許可の申請およびこれに対する許可の手続きその他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(令和 8 年 1 月 1 3 日 掲 示 済 み)

訓 令

草津市職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 8 年 1 月 5 日

草津市長 橋 川 渉

草津市訓令第 1 号

草津市職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

草津市職員の服務に関する規程（平成 3 1 年草津市訓令第 4 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第 1 条～第 1 8 条 <現行どおり></p> <p><u>第 1 9 条 削除</u></p> <p>第 2 0 条～第 3 0 条 <現行どおり></p> <p>別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 <現行どおり></p> <p><<改正前を削る>></p>	<p>第 1 条～第 1 8 条 <省略></p> <p><u>(出張および復命)</u></p> <p><u>第 1 9 条 公務のための職員の出張については、旅行命令権者（草津市職員等の旅費に関する条例（昭和 5 4 年草津市条例第 3 1 号）第 4 条に規定するものをいう。以下「命令権者」という。）は、出張命令簿（別記様式第 5 号）に所定の事項を記載し、事前に旅行命令を発しなければならない。</u></p> <p><u>2 命令権者が出張命令を発する旨の意思表示をしたときは、出張命令簿の記載については前項の規定にかかわらず命令権者以外の者が記載することを妨げず、命令権者印を省略できるものとする。ただし、旅費を支給する出張についてはこの限りでない。</u></p> <p><u>3 旅行日数が 2 日以上で宿泊を要する旅行命令については、別に定める旅行計画書の作成をもって代える。</u></p> <p><u>4 出張先において用務の都合その他やむを得ない事由によって日程の変更を要するとき、または病気その他の事故により出張命令期間内に帰庁できないときは、直ちに所属長に連絡し、指示を受けなければならない。</u></p> <p><u>5 職員が出張の任務を終えて帰庁したときは、直ちに復命書を提出しなければならない。ただし、特殊または軽易な事件については、口頭をもってすることができる。</u></p> <p>第 2 0 条～第 3 0 条 <省略></p> <p>別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 <省略></p> <p><u>別記様式第 5 号（第 1 9 条第 1 項関係）</u></p> <p>（別添 1 のとおり）</p>

付 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別添 1

様式第 5 号 (第 19 条第 1 項関係)

出張命令簿

所属:					補職名(級):		氏名:		職員コード:		自宅最寄駅		定期券の有無、区間 有・無 区間(~)		年度分 1 日当額 円	
金庫指印	発令日	旅行日	旅行先および用務		交通手段						日当	備考	支給額			
			旅行先: <input type="checkbox"/> 滋賀県庁 <input type="checkbox"/> その他 所在地 _____ 名 称 _____ 用務: _____		<input type="checkbox"/> 公用車 <input type="checkbox"/> 交通機関 交通費計 円 機関名 利用区間 距離 Km 料金 (片・往) うち特急料金 () (~) () 円 () () (~) () 円 () () (~) () 円 () () (~) () 円 ()						<input type="checkbox"/> 不支給地 <input type="checkbox"/> 支給地 1.05 日分 _____ 円	<input type="checkbox"/> 直 行 <input type="checkbox"/> 直 帰				
			旅行先: <input type="checkbox"/> 滋賀県庁 <input type="checkbox"/> その他 所在地 _____ 名 称 _____ 用務: _____		<input type="checkbox"/> 公用車 <input type="checkbox"/> 交通機関 交通費計 円 機関名 利用区間 距離 Km 料金 (片・往) うち特急料金 () (~) () 円 () () (~) () 円 () () (~) () 円 () () (~) () 円 ()						<input type="checkbox"/> 不支給地 <input type="checkbox"/> 支給地 1.05 日分 _____ 円	<input type="checkbox"/> 直 行 <input type="checkbox"/> 直 帰				
			旅行先: <input type="checkbox"/> 滋賀県庁 <input type="checkbox"/> その他 所在地 _____ 名 称 _____ 用務: _____		<input type="checkbox"/> 公用車 <input type="checkbox"/> 交通機関 交通費計 円 機関名 利用区間 距離 Km 料金 (片・往) うち特急料金 () (~) () 円 () () (~) () 円 () () (~) () 円 () () (~) () 円 ()						<input type="checkbox"/> 不支給地 <input type="checkbox"/> 支給地 1.05 日分 _____ 円	<input type="checkbox"/> 直 行 <input type="checkbox"/> 直 帰				
			旅行先: <input type="checkbox"/> 滋賀県庁 <input type="checkbox"/> その他 所在地 _____ 名 称 _____ 用務: _____		<input type="checkbox"/> 公用車 <input type="checkbox"/> 交通機関 交通費計 円 機関名 利用区間 距離 Km 料金 (片・往) うち特急料金 () (~) () 円 () () (~) () 円 () () (~) () 円 () () (~) () 円 ()						<input type="checkbox"/> 不支給地 <input type="checkbox"/> 支給地 1.05 日分 _____ 円	<input type="checkbox"/> 直 行 <input type="checkbox"/> 直 帰				
			旅行先: <input type="checkbox"/> 滋賀県庁 <input type="checkbox"/> その他 所在地 _____ 名 称 _____ 用務: _____		<input type="checkbox"/> 公用車 <input type="checkbox"/> 交通機関 交通費計 円 機関名 利用区間 距離 Km 料金 (片・往) うち特急料金 () (~) () 円 () () (~) () 円 () () (~) () 円 () () (~) () 円 ()						<input type="checkbox"/> 不支給地 <input type="checkbox"/> 支給地 1.05 日分 _____ 円	<input type="checkbox"/> 直 行 <input type="checkbox"/> 直 帰				

(令和 8 年 1 月 5 日 掲 示 済 み)

告 示

草津市告示第 1 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 8 年 1 月 5 日

草津市長 橋 川 涉

1 送達すべき書類

令和 7 年度 第 5 期介護保険料督促状
 令和 7 年度 第 6 期介護保険料督促状
 介護保険被保険者証等の送付について

2 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙のとおり

3 上記の書類については、令和 8 年 1 月 1 2 日に送達があったものとみなす。

令和 7 年度第 5 期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	本田 陽一	草津市青地町 2 1 3 番地 1-5 1 4 デiachコート青地Ⅱ

令和 7 年度第 6 期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	楠 芳樹	草津市野路東三丁目 3 番 3-3 0 6 号 レドンダカサ玉川
2	山城 エツ子	草津市西渋川一丁目 1 8 番 1 号
3	DALIDA JOSE TECEBA	草津市西渋川一丁目 1 7 番 4 0-1 0 2 号 コーポコスモ
4	DALIDA PURISIMA PRODIGO	草津市西渋川一丁目 1 7 番 4 0-1 0 2 号 コーポコスモ
5	藤田 信次	草津市木川町 8 3 6 番地 1 0 6 アルボーレ・ヴィラ
6	本田 陽一	草津市青地町 2 1 3 番地 1-5 1 4 デiachコート青地Ⅱ
7	田村 文代	草津市片岡町 5 4 4 番地 3
8	万木 昇	草津市木川町 3 5 6 番地 1 5

介護保険被保険者証等の送付について公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	足立 佳之	草津市東草津三丁目 2 2 番 2-1 0 6 号 ヴィラナリー草津Ⅱ

(令和 8 年 1 月 5 日掲示済み)

草津市告示第 2 号

草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに制定する。

令和 8 年 1 月 7 日

草津市長 橋 川 渉

草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付要綱（令和 2 年草津市告示第 2 0 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 3 条 <現行どおり> (補助金額)	第 1 条～第 3 条 <省略> (補助金額)
第 4 条 <現行どおり> (1) 補助基準額（月額）は、副食費と滋賀県多子世帯子育て応援事業費補助金交付要綱第 3 条に規定する副食費に係る補助基準額（月額）の金額を比較して少ない額とする。	第 4 条 <省略> (1) 補助基準額（月額）は、副食費と 4, 8 0 0 円を比較して少ない額とする。
(2) <現行どおり>	(2) <省略>
2 <現行どおり>	2 <省略>

改正後	改正前
第5条～第9条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第4号 《現行どおり》	第5条～第9条 《省略》 別表 《省略》 別記様式第1号～別記様式第4号 《省略》

付 則

この要綱は、令和8年1月7日から施行し、改正後の草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付要綱の規定は、令和7年度以降の事業から適用する。

(令和8年1月7日揭示済み)

草津市告示第3号

草津市障害児（者）自立支援協議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年1月7日

草津市長 橋 川 渉

草津市障害児（者）自立支援協議会設置要綱の一部を改正する要綱

草津市障害児（者）自立支援協議会設置要綱（平成19年草津市告示第16号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 (所掌事務) 第2条 《現行どおり》 (1)～(5) 《現行どおり》 <u>(6)</u> 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき組織される障害者差別解消支援地域協議会が行う同法第18条第1項および第2項に規定する事務に関すること。 <u>(7)</u> 《現行どおり》 第3条～第7条 《現行どおり》	第1条 《省略》 (所掌事務) 第2条 《省略》 (1)～(5) 《省略》 《改正後に新設》 (6) 《省略》 第3条～第7条 《省略》

付 則

この要綱は、令和8年1月7日から施行する。

(令和8年1月7日揭示済み)